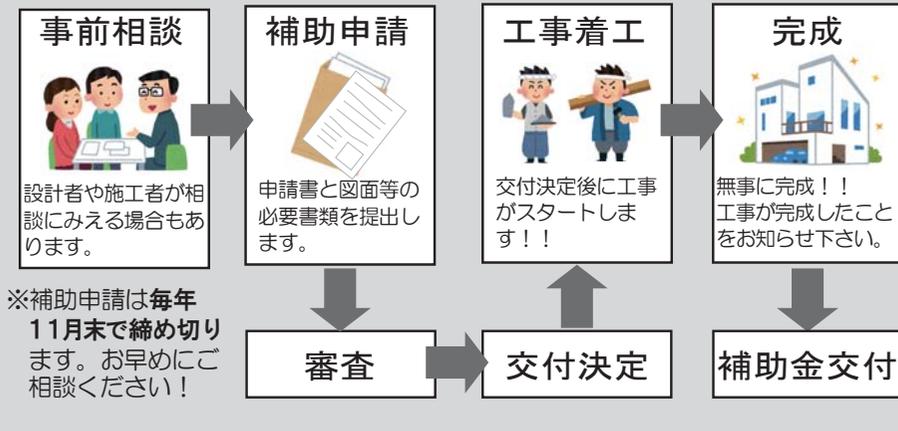


## 補助金の申請から交付まで

燃えにくい建物への建替えに対して、川崎市から補助を受けるためには、次のような手続きを行って下さい。年度内までに工事が完了し、市の検査に合格する必要があります。

### ●手続きの流れ



## 建替えについてのご相談

住まいに関するお悩みごとがありましたら、無料で専門家にご相談に伺います。こんなお悩みはありませんか？

### 『無接道敷地での建替え』

建物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならない（接道）と、建築基準法で定められています。

右の図のように、接道がない敷地を無接道敷地といい、建替えが出来ない場合があります。

このような『無接道敷地での建替え』以外も、住まいに関してお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。



## 小田2・3丁目地区のまちづくり お問い合わせ先

川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 電話：044-200-2731 (直通)

Email：50sigai@city.kawasaki.jp

URL：http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018027.html

# 川崎市からのお知らせ



小田2・3丁目地区まちづくりだより 52号

まちづくり局市街地整備推進課



発行 平成26年11月

## 町内会へ市の密集市街地の取組みについて説明を行いました

10月に、小田2・3丁目の災害時の危険性や、市の密集市街地への取組みについて、小田1丁目、小田3丁目、小田中央町内会理事会で説明会を行いました。説明会の一部をご紹介します！！



説明会の様子

小田2・3丁目は老朽化した木造建物が密集しており、災害時に火災による被害の恐れが高い地域です。



## 火災に対しては、以下の対策が重要です!!

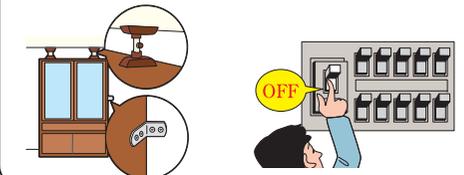
### 延焼させない

燃えにくい建物への建替え、空地の確保・整備 等



### 出火させない

建物の耐震化、家具の固定、避難時にはブレーカーを落とす 等



市の支援の1つである、燃えにくい建物への建替えについて、詳しくご説明します！！



# 密集市街地の安全性向上の取組みについて

## 燃えにくい建物への建替え

— 川崎市の補助制度 —



### 密集市街地の危険性

密集市街地には、老朽化した木造建物が多く建っており、災害時に火災が発生した場合、他の地域より燃え広がりやすく、大規模な火災の可能性があります。

建物を燃えにくくすることで、火災の燃え広がりを抑え、災害時の安全性を向上させることができます。

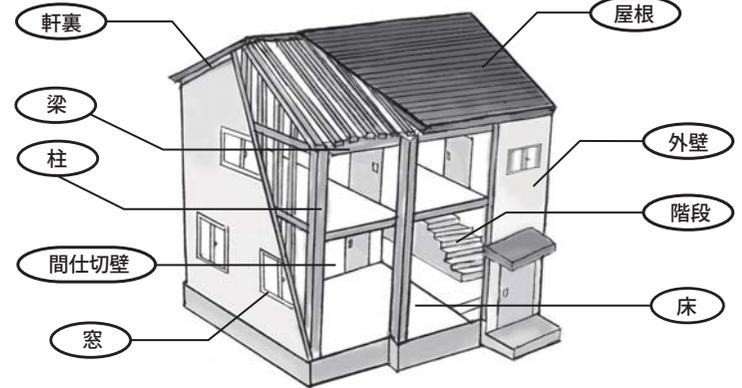


### 建物を燃えにくくするにはどうすればいいの？

建物を燃えにくくするには、建物を支えている柱や梁また、屋根や壁を火災が起きてからある一定の時間耐えられる、燃えにくい材料にする必要があります。

「燃えにくい建物」は、建築基準法で準耐火建築物または耐火建築物と言います。木造でも「燃えにくい建物」にすることができます。

川崎市では密集市街地の改善に向け、準耐火建築物または耐火建築物への建替えを支援しています。



○ 燃えにくい材料でつくる部分

### ①住宅不燃化促進事業

住宅等の建築にあたって、準耐火建築物・耐火建築物に建替えることを補助金により支援します。

#### 補助条件

- 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅とする
- 敷地面積が100㎡以上である  
(従前が100㎡未満の場合を除く) 他

#### 補助金額

建築する延べ床面積に応じて、以下の金額を補助します。

延べの床面積(㎡)	補助金額(円)
70㎡ 未満	400,000円
70 ~ 90㎡ 未満	560,000円
90 ~ 110㎡ 未満	720,000円
110 ~ 130㎡ 未満	880,000円
130 ~ 150㎡ 未満	1,040,000円
150 ~ 170㎡ 未満	1,200,000円
170 ~ 190㎡ 未満	1,360,000円
190 ~ 210㎡ 未満	1,520,000円
210 ~ 230㎡ 未満	1,680,000円
230 ~ 250㎡ 未満	1,840,000円
250㎡ 以上	2,000,000円



### ②密集住宅市街地整備促進事業

老朽化した建物を、準耐火建築物・耐火建築物の共同住宅等へ建替えることを補助金により支援します。

個人での建替えや複数の土地所有者が共同して行う建替えに適用されます。

#### 補助条件

- 既存建築物が老朽化している
- 各戸が35㎡以上120㎡以下の床面積、かつ、居室が2つ以上ある  
(単身者用の小規模住宅は除く) 他



#### 補助対象

建替えについて、以下の費用の一部が補助されます。

- ・設計費及び工事監理費
- ・既存建物の解体費
- ・共同施設整備費



補助条件が他にもあります。お気軽にお問い合わせ下さい。

